平成２３年（フ）第１６７号
山口県下関市秋根新町７番11―404号
債務者　徳永　知恵
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
山口県下関市吉見古宿町６番15号
債務者　松田　香理
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第５６２号
北九州市小倉北区片野新町１丁目14番９―305号
債務者　明珍　敏美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６２８号
北九州市若松区大井戸町６番27号
債務者　山口　晶子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６６１号
北九州市小倉南区沼本町１丁目８番25―701号
債務者　大堂　紀子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６７５号
福岡県遠賀郡水巻町緑ヶ丘２丁目23番３号プリムヴェール瑞穂202
債務者　本村　和也
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６７６号
福岡県遠賀郡水巻町緑ヶ丘２丁目23番３号プリムヴェール瑞穂202
債務者　江頭こと金山こと　本村　静香
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６７８号
北九州市小倉北区青葉２丁目７番24号
債務者　床波　真弓
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７１９号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目15番24―202号
債務者　土谷　稔枝
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７２２号
北九州市若松区二島３丁目２番25号
債務者　古屋　由香
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７３２号
北九州市小倉北区下富野４丁目10番22号
債務者　今江　正憲
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７３３号
北九州市小倉北区下富野４丁目10番22号
債務者　今江　美香
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７３５号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台３丁目12番12号
債務者　小山美代子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７５４号
北九州市小倉北区大畠１丁目７番６号　第３みどり荘202
債務者　勝間田　昇
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８９号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目17番44―７号、前住所鹿児島県鹿屋市札元１丁目23番58―３号
債務者　板山　　瞳
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8391番地４
債務者　長ヶ原一人
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
鹿児島県肝属郡肝付町前田4928番地16
債務者　神田　　翔
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係